

令和6年3月新規高等学校等卒業予定者に係る応募・推薦について
(島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項)

令和5年2月14日
島根県高等学校就職問題検討会議

経済団体、高等学校、島根県知事部局、島根県教育庁及び島根労働局で構成する島根県高等学校就職問題検討会議は、令和6年3月卒業予定者を対象とした応募・推薦について複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できる機会の拡充を図り、また就職の機会均等を保障するため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 応募・推薦について

令和5年10月31日までは、一人一社のみのお応募・推薦とし、令和5年11月1日以降は、一人二社まで応募・推薦を可能とする。

推薦にあたっては、専願・併願の区別は求人者に知らせないこととし、求人者に併願である旨の了承を得る必要はないこととする。

2 選考について

求人者には、令和5年11月1日以降のお応募者の選考を行おうとする場合、併願者もありえることを周知のうえ理解を求めることとするが、求人者はお応募者に対し専願・併願の別は聞かないこととする。

3 公正な採用選考の実施について

求人者は、その採用選考が就職差別につながることをしないよう、お応募者の適性と能力のみを基準とした採用選考を実施すること。